

○仙台高等専門学校機器使用規則

平成22年3月17日 規則第79号

平成27年9月2日 一部改正

(趣旨)

第1条 仙台高等専門学校が保有する機器を学外者に使用させる際の取り扱いについては、この規則の定めるところによるものとする。

(機器使用の手続き及び許可)

第2条 機器の使用許可を受けようとする者（以下「使用者」という。）は、別に定める申請書により、使用する日の20日前（土日祝祭日及び本校の休業日を除く）までに仙台高等専門学校長（以下「校長」という。）に提出し許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の申請について本校の業務に支障がないと認めた場合は、別紙様式により使用者に許可の通知を行うものとする。

3 校長は、前項の許可をする場合において、次に掲げる管理上必要な条件を付することができる。

- 一 校長の指示に従うこと。
- 二 火器取締り及び保安管理に留意すること。
- 三 使用を終了した時、または使用の許可を取り消された時は、校長の指示に従って、速やかに整理整頓し原状回復すること。
- 四 その他校長が必要と認めること。

(使用者の資格)

第3条 機器を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 教育研究機関及び企業の研究者及び技術者。
- 二 その他校長が特に認めた者。

(使用時間)

第4条 機器の使用時間は土日祝祭日及び本校の休業日を除く午前8時30分から午後5時00分までとする。

2 使用者から、あらかじめ前項に規定する使用時間以外の時間における使用の希望があり、校長がこれを適当と認めた時は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する使用時間以外の時間において機器を使用させることができる。

(使用者以外の禁止)

第5条 使用者は、使用目的以外に機器を使用したり、その許可に係る権利を第三者に譲渡してはならない。

(使用許可の変更、取消し)

第6条 使用者は使用日時の変更、または取消しをする場合は使用開始の前日（土日祝祭日及び本校の休業日を除く。）までに申し出て、校長の許可を受けなければならない。

2 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し第2条第1項の規定による許可を取消することができるものとする。

- 一 第2条第3項三号を除く各号に違反したとき、またはそのおそれがあるとき。
- 二 第5条に違反したとき、またはそのおそれがあるとき。
- 三 学校において、当該機器を使用する必要性が生じたとき。
- 四 その他管理運営上において障害があると認めるとき。

（使用を許可する機器及び使用料）

第7条 使用者は、第2条第2項により許可を得たときは所定の期日までに使用料を前納しなければならない。

- 2 校長が特に認めるときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。
- 3 使用を許可する機器及び使用料は別に定める。

（免責）

第8条 機器の使用により使用者に生じた損害については、学校側は一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第9条 使用者は、故意又は過失により機器等を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか機器等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年9月2日から施行する。